

経営会議の内容

件 名	「庁用車両の運行管理に関する基本的方針」（案）について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成２２年１０月１９日（火）９：３０ ～１０：１５ 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、管財課長、財政課長、総合政策課長、秘書総務課長、管財課長、総合政策課総合政策担当係長、管財課主幹
提 出 理 由	庁用車両の運行管理に関する基本的方針について、庁内の合意形成を得るため。
会議経過	【主な意見等】 ・専用車が配属されている課の運行管理者が、全ての専用車を管理するのか、また、日常管理の範囲はどこまで行なうのか。 （所管部）車両の使用者が運行管理することを基本として考えているので、専用車については、全て運行管理者が責任を持って管理してもらいたい。 日常管理の範囲については、運行前に確認を要するタイヤ、ブレーキランプ等の目視で確認できる範囲までと考えている。 また、同様に、車両の洗車や車内の清掃等についても日常管理の範囲の中で行なってほしい。 ・本市の庁用車両は大半が専用車であり、貸出車の台数は少ない。日常点検等は管財課で対応できないのか。 （所管部）管財課においても、定期的に点検を行なっているが、専用車については、原則として、運行管理者によって日常点検等を行なってほしい。 ・車両の運行管理に必要な物品修繕費についても、専用車が配属されている課で対応するのか。 （所管部）車両の更新や保険については、管財課で一括して対応するが、定期点検を含め日常点検に係る費用については、従来どおりの対応をお願いしたい。 ・日常点検等も大事であるが、車両を長く使用するためには、清掃や洗車なども重要である。今までの反省すべき点が多くある。各運行管理者は車両使用者に対して、指示を徹底すること。 ・共用バスについては、現状のまま保有を続けるのか。 （所管部）今回の基本方針では、現状のまま継続することを基本としているが、バスの必要性等については、今後検討する必要があると認識している。 ・以前実施されていたエコカー減税など、社会情勢の変化等で車両が安価で購入できるような施策があった場合などは、柔軟に対応する考えはあるのか。 （所管部）社会情勢の変化により、当方針による対応が馴染まないような場合には、今後、設置が予定されている委員会で検討したい。 ・共用車や共用バスについては、日常の整備もしっかり行なわれている。貸出車以上に厳しい視点で更新等を進めてほしい。
会議結果	案のとおり、進めていく。